

# 『総合政策』投稿規程

## 1. 基本事項

- ・本誌（電子版を含む）に掲載された論文等の著作権（複製権および公衆送信権）は、最終原稿が届いた時点から岩手県立大学総合政策学会に帰属する。ただし、著者が本誌掲載論文等を転載する場合は、事前に申し出を行い、さらに出典を明示すること。
- ・本誌『総合政策』は、岩手県立大学総合政策学会の学術誌であり、少なくとも年1回発行とする。
- ・本誌には、広く行政・社会、経営・経済、政策科学、地域政策、環境政策、異文化交流などに関する論文等を掲載する。
- ・本誌に投稿する原稿は、すべて未発表のものに限る（ただし学会報告についてはこの限りではない）。原稿の種類は、論文、書評、資料紹介、判例評釈、短報などとする。
- ・査読は原則「論文」についてのみ行い、その他は必要に応じて編集委員会が判断する。
- ・投稿規定に準じていない論文（投稿フォーマットに従っていない、意味不明な文章、不適切な引用文献・参考文献の記載、明らかに商用目的の論文など）については、査読審査に回す以前に編集委員会の判断により著者に原稿を返却することがある。
- ・『総合政策』への投稿論文は、2名の査読者による査読を受けるものとする。採否は査読者の意見を尊重し、編集委員会が決定する。
- ・原稿締切日は、各号ごとに会員に通知する。
- ・投稿論文の本文は、日本語だけでなく、どのような言語であっても構わない。
- ・論文は、原則として刷り上がりB5判20ページ以内（1ページ：22字40行2段＝1,760字換算）とする。20ページを超える場合は編集委員会と著者間で協議する。
- ・投稿資格については、会員は無条件だが、非会員の場合、会員との共著論文に限る。
- ・原稿執筆は、以下の執筆要領によるものとする。
- ・論文等の記述は、本文の言語による要旨、キーワード、本文、注記、参考文献、受理年月日、欧文などによる要旨、キーワードの順とする。
- ・和文の言語による要旨は500字以内、欧文などによる要旨は250語以内とする。これを上回る場合は個別に編集委員会に申し出るものとする。
- ・最終的な雑誌掲載の可否は、編集委員会が決定する。

## 2. 執筆要領

### ・提出形式

原稿フォーマットは、岩手県立大学総合政策学会 ([http://www-poly.iwate-pu.ac.jp/sogoseisaku\\_gakkai/index.html](http://www-poly.iwate-pu.ac.jp/sogoseisaku_gakkai/index.html)) においてあるwordファイルを用いること（拡張子はdocまたはdocx）。原稿フォーマットをダウンロードし、フォーマットに従って文章入力する。図・表がある場合には、図表の必要箇所にテキストボックスを用いて挿入し、キャプションもつけること。作成された原稿はpdfに変換し、電子媒体（CD-ROM、USBメモリー等）、または電子メールに添付すること。

ただし、Microsoft officeの環境にない場合や、ワープロ入力に問題がある場合には、当面上記以外の方法で作成された原稿も受け付ける。その際、原稿は横書きで、A4の用紙を用い、40字×30行でプリントアウトしたものを3部提出する。また印刷前には、電子媒体による原稿データ（CD-ROM、電子メールでの添付を含む）を提出すること。

なお、投稿の際には、事前に上記のアドレスから投稿希望申込書を入手するか、あるいは学会庶務担当理事に投稿希望申込書を請求し、必要事項を記入のうえ提出しておくこと。電子メール他いかな

る方法であっても、原稿は投稿希望申込書で指示する投稿先に提出すること。原則として投稿原稿や電子媒体（USBメモリーは除く）は返却しない。

- ・項目番号の付け方（あくまでも見本例）

1. → (1) → ① → (a)

(例)

- 1. 公共政策はこれでよいか

(1) 転換期の混乱

①中央指令型社会主義の崩壊

(a) 政府の失敗

- ・用字、文字

文章は口語体で、現代仮名遣を原則とする。術語以外は常用漢字を用いる。接続詞はできるだけ平仮名を使用する（すなわち、したがって、または、あるいは、さらに、すでに、たとえば、・・・のように）。

- ・生物名、単位など

動物・植物の和名は片仮名書きとし、学名はイタリック、単位はメートル法とする。

- ・数字

アラビア数字を原則とし、半角とする（例：1998年7月）。漢数字の使用が好ましいものは例外とする（例：数千万、一部事務組合など）。

- ・注の付け方

注は、原則として最後に一括して付ける。

(注番号の付け方)

①地の文：では、公共政策はどのようにつくればよいのでしょうか<sup>1)</sup>。

②引用文：「地域調査の課題は市民を教育することである」<sup>2)</sup>。

上記の1)、2)は右括弧の肩ツキ。

- ・謝辞をつける場合は、本文末尾、注記の前におく。

- ・文献の引用

各分野の代表例にならうこと。ただし、欧文雑誌名と欧文単行本名はイタリック指定とする。

- ・図表

図表は、原稿フォーマット中に指定された形式で挿入する。ただし、Microsoft office 環境にならない場合や電子投稿以外で投稿する場合には、従来通り、図（写真を含む）、表は、必ずA4で別紙とし、表題にはそれぞれ通し番号を付し、タイトルをつける（例えば、図1、表1のように）。また、図表の挿入箇所も明示する。

- ・数式

数式を本文中に記述する場合は、 $y=a/x$ などのように表現し、可能な限り行内に収める。

- ・別刷

別刷りはpdfのみとする。紙媒体希望の場合は、エントリー時に申し出ること。編集委員会が印刷会社からとった見積を元に、著者が実費で支払う。

- ・校正

論文の校正は、原則として著者の責任において行うこととする。著者校正は原則2回までとする。著者はゲラ到着後1週間以内に編集委員会に返送しなければならない。

附則

本規程は、1998（平成10）年10月7日から施行する。

附則

本規程は、1999（平成11）年9月22日から施行する。

附則

本規程は、2001（平成13）年3月28日から施行する。

附則

本規程は、2003（平成15）年11月19日から施行する。

附則

本規程は、2004（平成16）年5月19日から施行する。

附則

本規程は、2005（平成17）年6月1日から施行する。

附則

本規程は、2006（平成18）年5月17日から施行する。

附則

本規程は、2011（平成23）年5月18日から施行する。

附則

本規程は、2013（平成25）年10月31日から施行する。

附則

本規程は、2013（平成25）年12月4日から施行する。

附則

本規程は、2014（平成26）年10月29日から施行する。

附則

本規程は、2015（平成27）年6月10日から施行する。

附則

本規程は、2017（平成29）年6月13日から施行する。

附則

本規程は、2020（令和2）年5月7日から施行する。